

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第14号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員である医療的ケア看護職員及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者について、給料の額を改定することとし、所要の改正を行うものである。 なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1. 改正の内容 医療的ケア看護職員及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者のうち、経験年数が2年未満のものに係る給料の額について、経験年数が2年以上3年未満の者に係る給料の額と同額に引き上げるもの 2. 施行期日 令和5年4月1日から施行する。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済み）

報告第14号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

次のとおり、堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則について教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年4月24日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井明彦

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の  
一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次条第2項及び別表において」を「第3項を除き、以下」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、職務の区分が医療的ケア看護職員又は各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に該当する者については、その者の経験年数が2年未満であるときは、その経験年数が2年以上3年未満であるものとみなして算定する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）</p> <p>第4条 パートタイム会計年度任用職員のうち、別表の左欄に掲げる者の基本報酬は、時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分（<u>次条第2項及び別表において「職務の区分」という。</u>）及びその者の経験年数に応じて、同表の右欄に定める額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）とする。</p> <p>2 前項の経験年数は、本市の会計年度任用職員として同一の職務に従事した期間について教育委員会が別に定めるところにより算定した年数とする。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員のうち、市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当する者の基本報酬の時間額は、市規則第3条第4項の規定の例による。</p> <p>別表（第4条関係）</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）</p> <p>第4条 パートタイム会計年度任用職員のうち、別表の左欄に掲げる者の基本報酬は、時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分（<u>第3項を除き、以下「職務の区分」という。</u>）及びその者の経験年数に応じて、同表の右欄に定める額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）とする。<u>この場合において、職務の区分が医療的ケア看護職員又は各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に該当する者については、その者の経験年数が2年未満であるときは、その経験年数が2年以上3年未満であるものとみなして算定する。</u></p> <p>2 前項の経験年数は、本市の会計年度任用職員として同一の職務に従事した期間について教育委員会が別に定めるところにより算定した年数とする。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員のうち、市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当する者の基本報酬の時間額は、市規則第3条第4項の規定の例による。</p> <p>別表（第4条関係）</p>

職員の区分	職務の区分
(1) 医療的ケア看護職員	第7号区分
(2) 各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者	第9号区分
(3) 百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者、特別支援教育支援員、みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者	第10号区分
(4) 学校司書	第11号区分

職員の区分	職務の区分
(1) 医療的ケア看護職員	第7号区分
(2) 各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者	第9号区分
(3) 百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者、特別支援教育支援員、みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者	第10号区分
(4) 学校司書	第11号区分